

第3章 施策の方向

(調 整 中)

【具体的な取組】

①子どもの居場所の充実

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
10 中高生センターの運営		中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。	中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語らいや情報交換などを行う場として中高生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身が傷つけられないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども若者課	①登録者数 ②延べ利用者数	①2,037人 ②25,040人	①2,500人 ②30,000人

事業名		事業目標	事業内容	
11 子どもスキップの運営・改築		小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもたちの交流を図ります。	小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、学童クラブの機能を持たせた子どもスキップを運営しています。また、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	放課後対策課	延べ利用者数	589,811人	540,000人

計画事業			
事業名	事業内容		担当課
12 放課後子ども教室事業	区立小学校において、放課後や週末等に、地域住民の参加と協力を得て、子どもたちを対象に学習やスポーツ・文化活動、交流活動を行います。		放課後対策課
13 子ども食堂ネットワーク	地域で活動する「子ども食堂」の連絡会「としま子ども食堂ネットワーク」への情報提供や広報の支援を行います。子ども食堂の運営方法等、運営者同士が情報交換を通して安全に支援活動の輪を広げていきます。		子ども若者課

②屋外遊び場の充実

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
14 プレーパーク事業		子どもたちが屋外で安全に楽しく遊べる機会の充実を図ります。	子どもが自由で豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク（冒険遊び場）事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども若者課	①参加者数 ②出張プレーパーク開催数	①28,707人 ②8回	①32,000人 ②10回

(調 整 中)

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
15 小学校開放事業	放課後や学校休業中の児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。	放課後対策課
16 公園・児童遊園新設改良事業	既設の区立公園・児童遊園においては、子育て世代を含めた住民ニーズ等を踏まえ、再整備を検討します。	公園緑地課
17 「としまキッズパーク」の運営	障害のある子どもない子ども一緒に遊べる「としまキッズパーク」の運営を令和8年度まで延長します。公園内には「ミニトレイン」を走らせるとともに遊具を整備し、子どもが安心して遊べる場にします。	公園緑地課

③活動・体験機会の充実

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
18 次世代育成事業助成	区内の子どもたちが気軽に美術や音楽、ダンスなど、様々な芸術に触れ、親しむ場と機会を提供します。（としま未来文化財団助成事業）	文化デザイン課
19 図書館おはなし会・読み聞かせ事業	子どもの読書活動を推進するため、図書館でのおはなし会をはじめ、区立保育園・幼稚園、小・中学校などを訪問、あるいは図書館に招待しての読み聞かせや、図書館利用の案内などを実施します。また、読み聞かせボランティア育成のための講習会を開催します。	図書館課
20 生涯スポーツ推進事業	子どもが体を動かすことが好きになるよう各種のスポーツを体験する機会を提供するとともに、地域のスポーツ指導者を対象として、スポーツ理論や実践の講習を行い、スポーツリーダーを育成します。	学習・スポーツ課
14 プレーパーク事業【再掲】	子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク（冒険遊び場）事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。	子ども若者課

④学習支援の充実

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
21 としま地域未来塾	様々な事情等により学習習慣が十分に身に付いていない、学習の仕方が分からない生徒の学習をタブレット型PCを活用して支援し、学力の定着や希望する高等学校等への進学に繋がるよう支援を図ります。	指導課
22 小・中学校補習支援チューター事業	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チューターとして配置します。	指導課
23 ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯等の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩みの相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。	子育て支援課
24 としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	子育て世帯を対象に、保護者へは就労体験や各種助成制度の照会など困窮課題解決のための支援を行います。また、子どもへは区内の無料学習支援活動を行う団体等を紹介します。	福祉総務課

取組の方向性**(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済****【現状と課題】**

児童虐待やいじめは子どもに対する重大な権利侵害であり、ときには生命や身体に危険を生じさせるおそれがあります。

アンケート調査の結果、豊島区の子どもの約3割が、おとなとの関わりの中で何らかの悩みや困難を抱えています。また、豊島区における児童虐待の通告件数は近年増加傾向にあり、特に心理的虐待の件数が多い状況にあります。

いじめについても、小学生・中高生の2割から3割程度が友だちや先輩、後輩からの嫌がらせを受けたことがあると回答しています。

このような児童虐待やいじめを防止したり、被害を受けた子どもを救済するには、被害を早期発見・早期対応し、総合的な支援体制を整備、充実していくことが重要です。

また、子どもの悩み等を受け付ける相談窓口や救済制度については認知度・利用度ともに低く、利用しやすい相談窓口や救済制度の整備や情報発信が必要です。

子どもの権利擁護委員については、「子どもの権利に関する条例」の規定を鑑み、第三者機関としての独立性がより求められます。

【方向性】

児童虐待やいじめの対策においては、未然防止と、虐待やいじめが起こってしまった後の支援の両方が重要です。児童虐待防止にあたっては、親子の孤立化を防ぐ取組や、親の子育て力向上のための支援を行います。また、関係機関が相互に情報を共有し、連携・協働することにより発生予防・早期発見に努めます。

虐待やいじめなどの権利侵害が生じてしまった後のサポートとして、子ども自身や子どもを持つ保護者が安心して相談や救済を求めることができる体制の整備を進めていきます。子どもの権利擁護委員については、「子どもの権利に関する条例」の趣旨にのっとり独立性を確保し、より実効的な救済機関とするための検討を行います。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあったときは助けを求めることができると回答した割合	令和5年度	・保護者 53.6% ・高校生 82.4%	↗
困ったり悩んだりしたときに相談窓口を利用したくないと回答した割合	令和5年度	・小学生 47.7% ・中高生 62.0%	→
上記の理由として、相談しても解決できないと思うからと回答した割合	令和5年度	・小学生 35.0% ・中高生 58.8%	↘
悩みやこまりごとなどを相談できる場所（なやみフーダー、アソシエーションなど）の認知度	令和5年度	・小学生 68.1% ・中高生 48.2%	↗

根拠：計画策定のためのアンケート調査

(調 整 中)

【具体的な取組】

①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
25 子ども虐待防止ネットワーク事業		児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども家庭支援センター	①虐待防止ネットワーク研修開催数 ②出張講座開催数	①2回 ②43回	①2回 ②40回

事業名		事業目標	事業内容	
26 いじめ防止対策推進事業		児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見を図ります。	①学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②必要に応じ、学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会を開催します。 ③児童・生徒に対していじめ実態調査を実施し、定期的な実態把握を行います。 ④心理検査を実施し、個々の行動面や心理面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	指導課	①いじめの解消率 ②いじめ防止のための教員の研修の実施	①小学校 80.0% 中学校 90.9% ②職層に応じ、年3回実施	①小学校 100% 中学校 100% ②職層に応じ、年3回実施

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
27 児童虐待防止の普及・啓発	児童虐待防止に関する区民への理解促進等を図るため、区民向け講演会や出前講座、児童虐待防止推進月間における児童虐待防止キャンペーン活動など、普及・啓発活動を実施します。	子育て支援課
28 こんにちは赤ちゃん事業	産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子及び家族の保健指導や、子育て情報の提供を行います。	健康推進課 長崎健康相談所
29 子育て訪問相談事業	支援施設に向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。	子育て支援課
30 母子一体型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）	見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。	子育て支援課
31 家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業	親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業（未就学児のいる家庭を訪問し、親の悩みなどの傾聴と、家事育児などの協働を行うボランティア活動）を行う団体に対して、活動経費の助成を行います。	子育て支援課
32 スクールカウンセラー事業	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣しいじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	指導課 教育センター
33 スクールソーシャルワーカー活用事業	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	教育センター
34 子どもに関わる職にある者の服務の厳正	学校教諭や子どもに関わる施設職員に対して服務事故防止に関する研修を行います。	指導課

新規

第3章 施策の方向

(調 整 中)

②相談・救済体制の整備

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
35 「としま子どもの権利相談室」の運営		子どもの権利侵害を予防、救済します。	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを運営します。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども若者課	相談件数	令和5年度に設置	50件

事業名		事業目標	事業内容	
36 子どもの権利擁護委員相談事業		子どもの権利侵害の相談に応じ子どもの救済、権利回復を図ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども若者課	権利侵害に関わる活動件数	28件	50件

計画事業			
事業名	事業内容		担当課
37 児童相談所の運営	子どもに関する専門的な相談を受け付け、問題の解決に向けた助言や親子関係の再構築を行います。また、虐待や非行等により児童を家庭から分離する必要がある場合、法的権限に基づき一時保護や施設入所措置を行い、児童の安全の確保を図ります。		児童相談課
38 人権擁護委員相談事業	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子どもを対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。		区民相談課
39 子ども若者総合相談事業（アシスとしま）	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。		子ども若者課
40 子どもに関する相談事業	0～18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けています。		子ども家庭支援センター
41 子どもからの専用電話相談	18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。		子育て支援課
42 子ども家庭女性相談事業	配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。		子育て支援課

(調 整 中)

<目標Ⅱ> 誰も取り残さず子ども・若者の一人ひとりに寄り添った支援**取組の方向性****(1) 状況に応じた支援****【現状と課題】**

- 豊島区における児童虐待通告件数は年々増加傾向にあります。豊島区では令和4年度に児童相談所の開設を予定しており、虐待被害に遭った子どもに対する支援や、様々な事情により親元で暮らすことのできない子どもに対する社会的養育の推進が一層求められます。
- 18歳未満の身体障害者手帳所持者数は横ばいの状態、愛の手帳所持者数は微増傾向にあります。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者は近年増加を続けています。引き続き、障害をもつ方への支援が求められます。
- 平成22年国勢調査までは減少傾向であったひとり親家庭世帯数は、平成27年の国勢調査で増加に転じました。
- 豊島区の外国人住民人口は年々増加しており、特に20代は総人口に占める外国人住民の割合が高くなっています。外国人住民の比率は、23区内では新宿区に次ぎ2番目となっています。
- アンケート調査では、学校に行きたくないと思うことが「よくある」と回答した子どもが小学生で8.6%、中学生で9.9%おり、こうした子どもへの支援が求められます。
- 豊島区では平成30年に「多様な性自認・性的指向に関する対応指針」を定めるとともに、平成31年4月に「男女共同参画推進条例」を改正し、多様な性自認・性的指向の方々のパートナーシップ制度を創設しました。
- 豊島区における15～39歳の死因の約4割が自殺であり、自殺者に占める20～30代の割合が高くなっています。子ども・若者の自殺予防が重要な課題となっています。

【方向性】

虐待被害、いじめ被害、不登校・ひきこもり、生活困窮、ひとり親、障害、外国ルーツ、多様な性自認・性的指向など、人によって抱えている背景は様々であり、求められる支援も異なります。それぞれの状況に応じた相談事業や支援事業を推進します。

取組にあたっては、地域、学校、関係機関等と連携し、効果的に取り組んでいきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
学校が楽しいと感じている子どもの割合	令和5年度	・小学生 64.8% ・中学生 55.0%	↗
過去1年間でお金が足りず家族が必要とする食料が買えないことがあったと回答した保護者の割合	令和5年度	・小学生保護者 3.7% ・中学生保護者 7.3% ・高校生保護者 11.0%	↘

根拠：計画策定のためのアンケート調査

第3章 施策の方向

(調 整 中)

【具体的な取組】

①子どもの虐待防止（再掲）、ヤングケアラーへの支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
25 子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】		児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども家庭支援センター	①虐待防止ネットワーク研修開催数 ②出張講座開催数	①2回 ②43回	①2回 ②40回

計画事業			
事業名		事業内容	担当課
43	母子生活支援施設	児童の養育をしながら、課題解決のために支援が必要な母子家庭に対し、入所による自立促進のための生活支援を行います。	子育て支援課
36	子どもの権利擁護委員相談事業	【再掲】	子ども若者課
37	児童相談所の運営	【再掲】	児童相談課
42	子ども家庭女性相談事業	【再掲】	子育て支援課

(調 整 中)

②社会的養育の推進

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
44 社会的養育促進事業 新規	民間事業者(フォスタリング機関)も活用した家庭養育の普及啓発、委託促進とともに、社会的擁護の担い手の一つである児童養護施設の誘致を検討します。	児童相談課

③子どものいじめ防止（再掲）、不登校、ひきこもりへの支援

重点事業				
事業名	事業目標	事業内容		
39 子ども若者総合相談事業（アシスとしま）【再掲】	不登校、ひきこもりなど困難な状況にある子ども・若者に対して自立に向けた支援を行います。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施します。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へつなげていきます。		
	目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）	
担当課	子ども若者課	①不登校に関する相談件数 ②ひきこもりに関する相談件数	①31件 ②17件	①20件 ②20件

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
45 柚子の木教室（適応指導教室）	不登校児童・生徒に、学習やスポーツ、宿泊教室、体験活動等を通して何度でもやり直せることを実感させ社会的自立に向けた、居場所機能、学習機能、社会への適応支援機能を充実させます。また、いじめなど何らかの理由で学校に登校することが困難な児童・生徒の一時的なシェルターとして機能します。	教育センター
46 教育相談	幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、臨床心理士による来所相談、電話相談を実施し、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を図ります。区立幼稚園幼児教育相談では要支援の幼児とその保護者のサポートを行います。	教育センター
32 スクールカウンセラー事業	【再掲】	指導課 教育センター
33 スクールソーシャルワーカー活用事業	【再掲】	教育センター
35 「としま子どもの権利相談室」の運営	【再掲】	子ども若者課
36 子どもの権利擁護委員相談事業	【再掲】	子ども若者課

第3章 施策の方向

(調 整 中)

④障害のある子ども・若者や医療的ケアの必要な子どもへの支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
47	発達支援相談事業	心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。	・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。 ・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います。（児童発達支援事業）	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども家庭支援センター	調整中	調整中	調整中

計画事業			
事業名		事業内容	担当課
48	重度障害者の大学等修学支援事業	重度障害者が大学等に修学する際に、大学等の支援体制が整うまでの間、身体介護等の提供に要する費用を支給します。	障害福祉課
49	発達支援センターの運営	切れ目のない支援を実現するため、発達に不安や課題を抱えた子どもやその保護者、家族の支援について、所管を越えてコーディネートする専門機関として「発達支援センター」を設置し運営します。	子ども家庭支援センター
50	発達障害者相談窓口	発達障害全般に関し、あらゆる年齢層の当事者、家族からの相談に応じます。相談内容に応じて、適切な機関へ紹介します。	障害福祉課
51	固定学級や通級指導学級と通常学級の交流、共同学習の充実	固定の特別支援学級や通級指導学級における交流や、共同学習の充実を図り、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互に理解し合い、共生社会の実現に向けた取組を一層充実します。	指導課
52	巡回子育て発達相談事業	東部子ども家庭支援センターでは、保育園や子どもスキップ・学童クラブを巡回し、従事する職員に対して、発達に課題のある子どもの保育に関する具体的なアドバイスを行います。また施設を利用する保護者からも、子育てや子どもの発達についての相談を受け対応します。	子ども家庭支援センター
53	発達障害者心理相談補助事業	豊島区在住で発達障害あるいは発達障害に起因する問題について、本人またはその家族が区内大学の心理相談（カウンセリング）を受ける際の費用の一部を補助します。	障害福祉課
54	障害児保育事業	障害のある乳幼児を保育所で保育し、集団の中で生活することによる成長を図ります。また、集団保育が難しい場合には、自宅へ同う障害児訪問保育を実施します。	保育課
55	学童クラブでの障害児受入	障害のある子どもを学童クラブで受け入れ、遊びや生活を通して成長できるように、個々の子どもの状況を踏まえて支援を行います。	放課後対策課
56	障害児通所支援事業	【児童発達支援】心身の発達に何らかの偏りや障害、心配のある子ども、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を受けるための受給者証を発行します。 【医療型児童発達支援】医療型児童発達事業所において、児童発達支援及び治療を受けるための受給者証を発行します。 【放課後等デイサービス】学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に受けるための受給者証を発行します。 【保育所訪問支援】保育所その他の児童が集団生活を営む施設	障害福祉課

(調 整 中)

		に訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を提供します。 【居宅訪問型児童発達支援】重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供します。	
57	障害者(児)日中一時支援事業	障害児を介護している方が疾病等の理由で一時的に介護できない時に、障害児に対して宿泊を伴わない短期的な施設を提供し、日常生活の援助・日中活動の支援を行います。	障害福祉課
58	発達障害者支援ネットワーク会議	区内の保健、福祉、教育に関わる関係機関による発達障害者支援ネットワーク会議を開催し、各ライフステージを通じて一貫した支援ができるよう、発達障害者支援に係る課題の検討、情報の共有を行います。	障害福祉課
59	障害者サポート講座	各区民ひろば等を会場に、障害当事者や関係者等から、障害者への声のかけ方や手助け方法を、障害疑似体験等を交えて学ぶ講座を開催します。	障害福祉課
60	障害者文化活動推進事業	障害者が文化へ親しむ環境を整え、障害者美術の区民への周知を図るため、としまセンタースクエアでの豊島区障害者美術展「ときめき想造展」の開催、まるごとミュージアムを使用した展示、まちかど回遊美術館への参加や、Echika 池袋ギャラリーでの障害者絵画展、障害者アート教室などを開催します。	障害福祉課
61	余暇活動支援(ほっと・サロン事業)	主に一般就労をしている知的障害者を対象に、休日を過ごせる場を提供し、就労の定着を目指します。	障害福祉課
62	就労促進支援事業	一般就労を希望する障害者の就職準備(履歴書の記入の仕方や模擬面接)や就職定着支援(企業訪問・三者面談など)を行います。就労前準備講座を開催し、企業で働くことの具体的なイメージにつながる機会を提供します。企業実習等を通して、職場体験を行い、適正な職業を見つけていきます。	障害福祉課
63	日曜教室(つばさCLUB)	18歳以上の中軽度知的障害のある方が、仲間とともに学びあい交流を深めることで、生活課題の解決や余暇活動の充実を図ります。	学習・スポーツ課
64	マルチメディアデイズの充実	通常の本では読書が困難な若者のために、マルチメディアデイズの活用により、読書環境を整備します。	図書館課
65	区立小学校・幼稚園における医療的ケア児に対する教育の充実	区立小学校・幼稚園において、医療的ケアを要する幼児に医療行為を行える体制を整備することで、保護者の付添いを求めず、他の園児と共に教育を受けられる環境を提供します。	学務課
66	障害者雇用推進	障害者雇用を推進し雇用環境を整備します。また、オフィスサポートセンターの設置等、区自らが就労機会の拡大を図ることで、区民や職員に障害者雇用促進についての理解を深めていきます。	人事課
新規	医療的ケア児等支援協議会	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連機関が一堂に会し、医療的ケア児等への取り組みや支援について意見交換や情報共有を図ります。	障害福祉課
新規			

第3章 施策の方向

(調 整 中)

⑤外国にルーツを持つ子ども・若者への支援

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
68 日本語指導教室	区立小・中学校に就学している日本語能力が不十分な児童に、日本語の習得を目的とする授業を行い、学習理解、生活習慣の習得を容易にします。その際、児童の個々の状況に合わせた個別指導を行います。	教育センター
69 日本語初期指導事業	区立幼・小・中学校に就学する帰国・外国籍園児・児童・生徒・保護者に対して学校生活に適応できるよう通訳を派遣します。	教育センター
70 外国籍の子どもへの学習支援	外国籍の幼児・児童・生徒たちの学習活動を支援するため、必要に応じて、区内の大学や関係機関との連携を図り、個に応じた指導や援助を行います。	教育センター
71 外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実	外国籍の児童・生徒及びその保護者とのコミュニケーションを確保するため、タブレットを用いたテレビ電話での通訳サービスや、教育センターから各学校への通訳派遣の充実を図っていきます。	学務課

⑥非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
72 保護観察対象少年に対する就労支援事業	保護観察を受けている区内の少年少女を会計年度任用職員として採用することで、就労の場、社会経験の場を提供し、立ち直り支援と再犯防止を図ります。	子ども若者課
73 社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。区はこれらの運動に対して助成金を支出するほか、事務局として運動のPRや会議事務等を行っています。	子ども若者課
74 更生保護サポートセンターの運営支援	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターを区施設内に開設し、運営経費に助成をしています。更生保護サポートセンターでは、保護司による青少年相談が週2回実施されています。	子ども若者課

⑦その他配慮が必要な子ども・若者（DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など）への支援

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
75 女性の専門相談	女性を対象に、法律に関わる相談、人間関係等に関わるこころの相談、DV被害に関する相談を、それぞれの専門家が予約制にて実施しています。	男女平等推進センター
76 緊急一時保護	DV被害にあった女性のほか、緊急で保護する必要がある女性の相談を受け、シェルター等で保護を実施し、その後の自立に向けた支援を行います。	子育て支援課
77 多様な性自認・性的指向の人々への理解促進	多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を目指して、情報を掲載したパネル展示、映画の上映会、関連本の貸出しを行い、区民等に対する啓発活動に取り組みます。	男女平等推進センター
78 自殺・うつ病の予防対策	若者向けのメッセージカード、相談窓口一覧の作成による普及啓発や、ゲートキーパーの養成とネットワーク化による地域連携体制の構築を行います。若者の自殺対策として大学院生と協働したハートプロジェクトの実施、自殺・うつ病の予防対策委員会によるデータの分析や活動の評価、改善策を検討します。	保健予防課
79 すずらんスマイルプロジェクト	生きづらさを抱える10代・20代の若年女性の困難な問題や状態に早い段階で気づき、区の相談窓口や施策、関係機関や民間支援団体等による適切な支援につなげていくため、当事者に届けるための情報発信や、職員のスキルアップに向けた研修、企業や民間支援団体等と連携・協働した取り組みを実施します	男女平等推進センター

新規

(調 整 中)

80	青少年自殺予防 対策事業	子ども・若者の身近な居場所である中高生センタージャンプにて、大学院等と連携して、子ども・若者を対象とした相談支援事業を行います。また、コラージュ・サンドピクチャーなどの手法を用いて、中高生が自分と向き合う時間を確保して「自己肯定感」を再獲得し自殺予防に取り組みます。	子ども若者課
81	DV・デート DV 防止のための周 知啓発事業	DV やデート DV 防止に関するリーフレットや相談カードの配布を行います。 また、区立中学生等を対象とした「デート DV 予防教室」の実施など、若年層に対してデート DV 防止に関する周知啓発事業を行うことで、将来の配偶者間の DV 発生防止を図ります。	男女平等推進 センター

取組の方向性

(2) 相談体制の充実と情報発信

【現状と課題】

豊島区では、子ども・若者が抱える様々な悩みや困難を一人で抱え込むことの無いように、様々な悩みや困難に関する相談を受け付ける窓口として、平成30年7月に子ども若者総合相談窓口「アシスとしま」を開設しました。この相談窓口は、23区内で初めての、庁舎内に設置された常設の相談窓口であり、窓口において子ども・若者及びその保護者からの様々な悩みや相談に対応するとともに、悩みを抱える当事者やその家族、子ども・若者を支援する地域団体のもとを訪問するアウトリーチ型の支援も進めています。

しかし、アンケート調査によると、「アシスとしま」「子どもからの専用電話相談」といった相談制度の認知度・利用度が低く、これらの相談制度の情報発信や必要な方の利用促進が課題となっています。

また、福祉ニーズが多様化、複雑化する中、従来の対象者別の相談支援では対応が困難なケースが増えており、支援を必要とする人に対してより一層きめ細やかな支援を行う必要が高まっています。

【方向性】

「アシスとしま」のような総合相談窓口を引き続き運営していくとともに、家庭に関わる相談、子どもの発達に関する相談、心身の健康に関する相談など、個別の問題に関する相談窓口での対応も進めていきます。個別の相談窓口では対応が困難な複雑・複合的なケースについては、関係各課や関係機関の連携により包括的な相談支援体制の推進を図ることで対応していきます。

また、子ども・若者に関わる問題は多岐に渡っており、それらの問題に対応する支援機関も多様であるため、当事者やその家族にとっては、自分の抱えている悩みをどの支援機関に相談すれば良いのかわからないということも起こりえます。必要な方に相談窓口や支援機関の情報が行き届くよう、支援機関に関する情報を整理したうえで情報発信に取り組みます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあったときは助けを求めることができると回答した割合	令和5年度	・保護者 53.6% ・高校生 82.4% ・若者 75.7%	↗
困ったり悩んだりしたときに相談窓口を利用したくないと回答した割合	令和5年度	・小学生 47.7% ・中高生 62.0% ・若者 9.3%	↘
⑪の理由として、相談しても解決できないと思うからと回答した割合	令和5年度	・小学生 35.0% ・中高生 58.8% ・若者 69.2%	↘
悩みやこまりごとなどを相談できる場所（なやみフリーダイヤル、アシスとしまなど）の認知度	令和5年度	・小学生 68.1% ・中高生 48.2% ・若者 15.4%	↗

根拠：計画策定のためのアンケート調査

(調 整 中)

【具体的な取組】

①相談体制の充実と情報発信

重点事業

事業名	事業目標	事業内容	
39 子ども若者総合相談事業 (アシスとしま)【再掲】	様々な困難を有する子ども・若者や家族への情報提供及び支援の実施により、問題の重篤化防止や状況改善を図ります。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施します。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。	
	目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
	① 登録相談者数 ② 支援回数	① 441 人 ② 2,623 回	① 400 人 ② 2,500 回
担当課	子ども若者課		

計画事業

事業名	事業内容	担当課
82 福祉包括化推進会議の設置	多様化・複雑化する福祉ニーズに対してきめ細かく対応するため、福祉・健康・子ども・住宅・教育に関する部署等に福祉包括化推進員を配置し、定期的な会議体を立てて庁内連携を推進し、包括的な支援を実施していきます。	福祉総務課
83 精神保健福祉相談	こころの不調や病気で困っている方、あるいは家族の方からの相談を保健師が随時お受けします。また、予約制で精神科医又は精神保健福祉相談士による専門相談を行います。	健康推進課 長崎健康相談所
84 消費生活相談事業	契約上のトラブル、悪質商法による被害等の相談を受けます。ヤミ金・サラ金などの多重債務に関することは、状況により弁護士の法律相談を案内します。	生活産業課
85 新規 にじいろ相談ダイヤル	性自認・性的指向に関する悩みについて専門の相談員が応じます	男女平等推進センター
86 新規 男性専門相談ダイヤル	仕事や家庭のこと、人間関係や生き方など、男性の様々な悩みについてカウンセラーが応じます	男女平等推進センター
87 東部・西部子ども家庭支援センター事業	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。	子ども家庭支援センター
88 子育て支援総合相談事業	子育て総合相談窓口「子育てインフォメーション」に「子育てナビゲーター」を配置し、妊娠期から子育て期に関わる相談の受付や専門部署への連絡・調整を行い、子育て支援の相談機能の充実を図っています。また、子育て世帯に有益な情報の提供や、子育てサークル等に関わる地域活動支援も行います。	子育て支援課
89 マイほいくえん事業	出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い区立保育園を「マイほいくえん」と位置付けます（登録制）。「マイほいくえん」での電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実を図ります。	保育課
90 乳幼児健全育成相談事業	育児情報の提供、子育て不安の解消を目的に、保育園においてふれあい体験保育、育児相談を実施します。	保育課
91 子ども・若者及びその家族への支援情報の提供	支援が必要な子ども・若者やその家族に対して支援に関する情報が届くよう、インターネット等も活用して情報の提供に努めます。	子ども若者課

第3章 施策の方向

(調 整 中)

92	子ども・若者支援者への情報提供	子ども・若者支援に関わる区民、関係機関や職員等に対し、困難を有する子ども・若者の構造や背景を理解するための研修や講演会を開催し、支援に必要な情報提供を行います。	子ども若者課
29	子育て訪問相談事業	【再掲】	子ども家庭支援センター
32	スクールカウンセラー事業	【再掲】	指導課 教育センター
35	「としま子どもの権利相談室」の運営	【再掲】	子ども若者課
36	子どもの権利擁護委員相談事業	【再掲】	子ども若者課
38	人権擁護委員相談事業	【再掲】	区民相談課
40	子どもに関する相談事業	【再掲】	子ども家庭支援センター
41	子どもからの専用電話相談	【再掲】	子ども家庭支援センター
42	子ども家庭女性相談事業	【再掲】	子育て支援課
46	教育相談	【再掲】	教育センター
47	発達支援相談事業	【再掲】	子ども家庭支援センター
50	発達障害者相談窓口	【再掲】	障害福祉課
52	巡回子育て発達相談事業	【再掲】	子ども家庭支援センター
74	更生保護サポートセンターの運営支援	【再掲】	子ども若者課
75	女性の専門相談	【再掲】	男女平等推進センター
79	新規 すずらんスマイルプロジェクト	【再掲】	男女平等推進センター

(調 整 中)

＜目標Ⅲ＞ 安心して子育てできる充実した環境の整備

取組の方向性

(1) 子どもや家庭への医療・健康支援

【現状と課題】

子どもの健やかな成長のためには、母子の健康保持・増進が重要です。アンケート調査においても、「休日・夜間診療などの小児医療体制の充実」や「母親や乳幼児の健康診査・予防接種等の母子保健事業の充実」に対する保護者のニーズが高くなっています。

母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することが求められています。

【方向性】

保育が必要な家庭だけでなく、全ての家庭を対象に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、妊娠・出産期の段階からの切れ目のない支援を行います。その際、区、保健所、医療機関、幼稚園、保育所等の関係機関が連携して情報の共有を図り、妊娠期からの総合的相談や支援に取り組みます。

また、子どもの健康診断や健康づくりの事業を実施することで、子どもの健康確保に取り組めます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和 11 年度)
安心して子どもを産む環境づくりができていると思う保護者の割合	令和 5 年度	就学前 62.5%	↗
これからも豊島区に住み続けたいと回答した保護者の割合	令和 5 年度	保護者 48.8%	↗

根拠：計画策定のためのアンケート調査